

戸籍謄本等の原本の返却を希望される場合について

裁判所の手続に必要なため、裁判所に提出していただく戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書(以下「戸籍謄本等」という。)の原本について、返却を希望される場合には、提出の際に、原本還付申請書とその戸籍謄本等の写しを併せて提出してください。

写しを提出していただければ、担当書記官が原本とその写しとの内容が同一であることを確認した上で、原本を返却します。

ただし、法令上、裁判所に戸籍謄本等の原本を提出しなければならない場合については返却ができません。また、原本を返却した後において、裁判体の判断により、原本の確認又は提出が必要になった場合には、改めて原本の提出を求めることがあります(再取得したものでも可。)ので、ご了承ください。

郵送による戸籍謄本等の原本の返却を希望される場合には、返却用の封筒(必要な郵便切手を貼り、宛先を記載したもの)を同封してください。

ご不明な点は、担当書記官にお問い合わせください。

長野地方裁判所

長野家庭裁判所

長野地方裁判所

管内簡易裁判所